## 城南衛生管理組合公告第6号

折居清掃工場更新施設整備運営事業に係る総合評価一般競争入札の公募を行いますので、地方 自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び城南衛生管理組合財務規則(昭和 55年城南衛生管理組合規則第7号)第101条の規定により次のとおり公告します。

なお、折居清掃工場更新施設整備運営事業は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号)に準じて、DBO (Design:設計、Build:施工、Operate:運営)方式により実施します。

平成26年4月23日

城南衛生管理組合管理者 山本 正

記

- 1 入札に付する事項
  - (1) 事業名 折居清掃工場更新施設整備運営事業
  - (2) 建設地 京都府宇治市宇治折居18番地(現折居清掃工場の敷地内)
  - (3) 施設概要 処理対象物を受け入れ、焼却処理を行い、処理過程で発生する熱エネルギーの有効活用を図る施設
  - (4) 施設規模等 115 t/日 (57.5 t/24h×2 炉)
  - (5) 処理方式 全連続燃焼式ストーカ方式
  - ・設計・施工期間:契約締結日から平成32年3月31日まで
    ※本施設は、平成30年3月31日までに組合に引渡しを行う。
    ※平成30年4月1日から平成32年3月31日まで現折居清掃工場の解体 設計、解体工事、跡地利用工事を実施する。
    - ・運営期間:平成30年4月1日から平成50年3月31日まで(20年間)
  - (7) 供用開始 平成30年4月1日(予定)
  - (8) 事業概要
  - ア 設計・施工業務
    - ① 設計業務

事等

折居清掃工場更新施設のプラント設備工事、建築工事、建築設備工事及びその他関連工事の設計等

- ③ 解体業務現折居清掃工場及び現管理棟の解体工事等
- ④ 跡地利用工事業務

現折居清掃工場及び現管理棟の解体後の跡地利用工事等

- イ 折居清掃工場更新施設の運営業務
  - ① 受付管理業務
  - ② 運転管理業務
  - ③ 用役管理業務
  - ④ 維持管理業務
  - ⑤ 余熱利用管理業務
  - ⑥ 搬出管理業務
  - ⑦ 情報管理業務
  - ⑧ その他業務
- ウ その他要求水準書による
- 2 契約条項等を示す場所等
  - (1) 公表日

平成 26 年 4 月 23 日 (水)

(2) 公表場所

城南衛生管理組合ホームページにて公表する。(ファイルはダウンロード可能) http://www.ivonaneikan.ip/

トップ>折居清掃工場更新事業関連情報>折居清掃工場更新施設整備運営事業

- (3) 募集要項に対する質問
  - ア 受付期限 平成 26 年 5 月 23 日 (金) 17 時 00 分まで
  - イ 質問の方法 指定様式を電子メールにより提出
  - ウ 質問提出先 城南衛生管理組合 施設部 新折居清掃工場建設推進課

住 所: 〒611-0021 京都府宇治市宇治折居 18 番地

電 話: (0774) 20-4797

電子メール: oriikoushin@jyonaneikan. jp

(4) 募集要項に係る質問に対する回答

ア 公表日 平成26年6月6日(金)

イ 回答場所 2の(2)と同じ

3 入札参加者の資格に関する事項

折居清掃工場更新施設整備運営事業に係る総合評価一般競争入札に参加(以下「応募」という。)する者は、本事業を実施するために必要な能力と資本力を備えた複数の法人による企業グループ(以下「応募グループ」という。)とし、資格審査申請書類の提出期限の日において、以下の要件を全て満たすこと。

- (1) 応募グループの要件
  - ① 応募グループの構成員は、運営事業者に出資を行う。
  - ② 応募グループは、(2) ④に定める「本施設のプラントの設計・施工を行う企業」の(ア)

から(エ)までの要件を満たす企業を代表企業として定める。

- ③ 応募グループは、本事業の実施に際して、設計・施工業務、運営業務のうち主たる業務を請負又は受託する協力企業を定めることができる。ただし、協力企業は、本施設のプラントの設計・施工の主たる業務を請け負うことはできない。
- ④ 応募グループの構成員又は協力企業のうち、1法人は必ず、城南衛生管理組合(以下「組合」という。)の構成市町(宇治市、城陽市、八幡市、久御山町、宇治田原町及び井手町をいう。以下同じ。)内に本店を有する者(以下「地元企業」という。)であること。(なお、地元企業が担う業務は、本業務の設計・施工業務又は運営業務のいずれか一方でもよい。)
- ⑤ 応募グループは、応募に当たり、代表企業、構成員及び協力企業を明らかにするとともに、 それぞれが本事業の遂行上果たす役割等を明らかにする。
- ⑥ 代表企業、応募グループの構成員又は協力企業の変更は認めない。ただし、特段の事情が あると組合が認めた場合は、この限りでない。

### (2) 応募者の参加資格要件

① 共通の参加資格要件

全ての応募グループの構成員及び協力企業は、以下の要件を全て満たすものとする。

- (ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者。
- (イ) この公告の日から開札の日までの間において、組合の指名停止期間中の者でない者。 (組合の指名停止等の措置要綱にあてはめ指名停止に該当することとなる者を含む。)
- (ウ) この公告の日から開札の日までの間において、京都府及び組合の構成市町の指名停 止期間中の者でない者。
- (エ) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) 第 17 条又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) 第 21 条の規定による更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた場合は、 更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされている者。
- (オ) 破産法 (平成 16 年法律第 75 号) 第 18 条又は第 19 条第 1 項の規定に基づく破産手 続開始の申立てがなされていない者。
- (カ)清算中の株式会社であって、会社法(平成17年法律第86号)第514条に基づく特別清算開始命令がなされていない者。
- (キ)振出若しくは引受した手形若しくは小切手が不渡りとなって以降 6 月を経過している者又は取引停止処分を受けていない者。
- (ク) 国税(法人税又は所得税及び消費税)及び地方税を滞納していない者。
- (ケ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく罰金以上の 刑に処せられた場合は、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日か ら5年を経過した者。
- (コ)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団の関係者及び不正に利益を得るためにその関係者を使用したり、その関係者に対して不当に利益を与えるなど社会的に非難されるべき関係を有して

いない者。

- (サ) 次に示す者と資本面及び人事面において、関連がない者。
  - 事業者選定委員会の委員、又は委員が属する企業
  - ・本事業に関する発注者支援業務委託受注者及び協力会社
    - ○株式会社エイト日本技術開発
    - ○ベーカー&マッケンジー法律事務所
    - ○上記会社の関係会社
- ② 本施設の建築物の設計を行う企業

応募グループの構成員又は協力企業のうち、本施設の建築物の設計を行う企業は、以下の要件を満たすこと。同一業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う1社が以下の要件を満たすこと。

なお、(2)②から⑥は、同一企業であっても問題ない。

- (ア) 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条第1項の規定により、一級建築士事務 所の登録を受けている者であること。
- (イ) 一般廃棄物処理施設 (焼却施設) の建築物の設計業務の実績を有していること。(下 請を可とする。)
- ③ 本施設の建築物の施工を行う企業

応募グループの構成員又は協力企業のうち、本施設の建築物の施工を行う企業は、以下の要件を満たすこと。同一業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う1社が以下の要件を満たすこと。

- (ア) 建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) の建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (イ)建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査において、直近(入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日において、審査基準日から1年7月を経過していないものに限る。)かつ有効な「建築一式」の工事の総合評定値が700点以上であること。
- (ウ)本施設の建築物と同種又は類似の施工実績(ごみピット等の地下構造物の施工実績を含む。)を有すること。
- (エ) 建設業法の規定に基づく直接的かつ恒常的な雇用関係にある本工事の工種に係る監理技術者を専任で配置できること。
- ④ 本施設のプラントの設計・施工を行う企業

本施設のプラントの設計・施工を行う企業は、応募グループの代表企業であり、以下の要件を満たすこと。

- (ア) 建設業法の清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (イ)建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査において、直近(入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日において、審査基準日から1年7月を経過していないものに限る。)かつ有効な「清掃施設」の総合数値が1,000点以上であること。
- (ウ) 以下の条件を全て満たす一般廃棄物処理施設(全連続燃焼式ストーカ方式に限る。)

- の元請(共同企業体の場合は代表者に限る。)での納入実績があること。
  - ・1 炉当たり 50.0t/日以上の規模かつ複数の炉で構成されている。
  - ・発電設備を有する。
- (エ)建設業法の規定に基づく直接的かつ恒常的な雇用関係にある本工事の工種に係る監理技術者を専任で配置できること。
- ⑤ 現折居清掃工場の解体工事を行う企業

応募グループの構成員又は協力企業のうち、現折居清掃工場の解体工事を担当する企業は、 以下の要件を満たすこと。同一業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも主たる業 務を担う1社が以下の要件を満たすこと。

- (ア) 建設業法の建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (イ)建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査において、直近(入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日において、審査基準日から1年7月を経過していないものに限る。)かつ有効な「建築一式」の工事の総合評定値が1,000点以上であること。
- (ウ) ダイオキシン類暴露防止対策要綱(平成 13 年 4 月 25 日 (基発第 401 号) ) に基づく廃棄物を対象とした焼却施設の解体工事を元請(共同企業体の場合は代表者に限る。) とした実績(平成 25 年度末までに完了したもの)を有すること。
- (エ) 現折居清掃工場の解体工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置で きること。
- ⑥ 本施設の運転、維持管理を行う企業

応募グループの構成員又は協力企業のうち、本施設の運転、維持管理業務を担当する企業は、以下の要件を満たすこと。同一業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う1社が以下の要件を満たすこと。

- (ア)発電設備を有し、かつ複数の炉で構成されている一般廃棄物処理施設(熱回収施設に限る。)の3年以上の運転実績を有すること。
- (イ)⑥(ア)の施設での運転実績を有する専門の技術者を運営開始から 2 年以上専任で 配置できること。

### ⑦ その他

- (ア) 応募グループの構成員又は協力企業のいずれかが、他の応募者の構成員又は協力企業になることは認めない。
- (イ) 応募グループの構成員又は協力企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、 他の応募者の構成員又は協力企業になることは認めない。
- (ウ) 同一応募グループが、複数の提案を行うことは認めない。
- (2) 資格審査申請書類の提出
- ア 提出期限 平成26年6月20日(金) 17時00分まで(必着)
- イ 提出場所 2の(3)のウと同じ
- ウ 提出方法 持参又は郵送 (郵送の場合は書留郵便で送付すること。)
- エ 提出書類 入札説明書に示す資料一式

なお、資格審査申請書類の提出をもって応募とする。

(3) 参加資格審査結果の通知

ア 通知日(発送日) 平成26年6月27日(金)

イ 通知方法 組合より確認結果を郵送する。

なお、参加資格審査結果の通知をもって応募の可否とする。

(4) 入札参加資格の喪失

資格審査申請書類の受付期間の最終日から落札者の決定の日までの間に、入札参加資格を喪失したときは、入札参加資格を取り消し、組合より書面にて通知する。

また、次の①又は②に該当する場合は、応募者変更申請書と合わせて資格審査申請書類を組合に提出し、本事業の円滑かつ確実な履行に支障がないと組合が認めた場合は、入札参加資格は引き続き有効とする。

なお、落札者となった者が事業契約締結までの間に、入札参加資格要件を喪失したときは、 組合の判断により契約締結しないことがある。

- ① 事業提案の受付の最終日までにグループ内の法人のいずれかが入札参加資格を喪失し、当該法人以外の法人のみでグループを再編成する、若しくは新たな法人を加え、グループの再編成を行う場合。
- ② 事業提案の受付の最終日から落札者の決定の日までの間に、代表企業を除くグループ内の 法人が入札参加資格を喪失し、当該法人以外の法人のみでグループを再編成する、若しく は新たな法人を加え、グループの再編成を行う場合。なお、入札参加資格を喪失した法人 が、当該グループの代表企業であった場合は、当該応募者の入札参加資格を取り消すもの とする。

## 4 入札手続き

(1) 事業提案書類・入札書類の提出

ア 提出期限 平成 26 年 10 月 31 日 (金) 17 時 00 分まで(必着)

イ 提出場所 2の(3)のウと同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は、書留郵便で送付すること。)

エ 提出書類 入札説明書に示す資料一式

(2) 予定価格

予定価格: 16,227,000,000円(消費税及び地方消費税額を含む。)

入札書比較価格: 15,025,000,000円(消費税及び地方消費税額を含まない。)

(3) 入札保証金

免除

(4) 入札書類の無効

次のいずれかに該当するときには、入札を無効とする。

- ① 入札に参加する資格のない者。
- ② 同じ入札に2以上の入札(他人の代理人としての入札を含む。)をした者。
- ③ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者。

- ④ 金額、氏名、印鑑及び重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者。
- ⑤ 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書類に記入したとき。
- ⑥ 入札関係職員の指示に従わない等入札場の秩序を乱した者。
- ⑦ 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。
- ⑧ 入札金額内訳書の提出がないとき。
- ⑨ 入札書において記載される入札金額(総額)と入札金額の内訳に記載されるそれぞれの金額の合計が合致しないとき。
- ⑩ その他入札条件に違反した者。

## (5) その他失格要件

以下の各号のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 資格審査申請書類、事業提案書類・入札書類等の応募者が本入札に関して組合に提出した 書類に虚偽の記載がある場合。
- ② 著しく信義に反する行為をした場合。
- ③ 関係者(城南衛生管理組合折居清掃工場更新施設整備運営事業者選定委員会の委員を含む。)に対する工作など不当な活動を行ったと認められる場合。
- ④ その他、落札者となることに相応しくないと判断した場合。

## 5 落札者の決定方法

(1) 事業者選定委員会の設置

外部の学識経験者等で構成し、専門的見地から中立的かつ客観的に提案内容を評価する。

(2) 選定手順

落札者選定基準書に示す。

- (3) 開札
  - ア 開札日時 平成27年1月15日(木)(予定)
  - イ 開札場所 城南衛生管理組合 施設部 折居清掃工場
  - ウ 開札方法
  - ① 開札は、代表企業のみが立会いのうえ実施する。代理人が立ち会う場合は、委任状を提出する。
  - ② 予定価格を超えた入札書は無効とする。
  - ③ 開札の結果、落札となるべき評価点を獲得した応募者が2者以上あるときは、抽選により 落札候補者を決定する。抽選の方法は、くじとする。
- (4) 落札者の決定及び公表

前項の開札結果に基づき、事業者選定委員会の審査、講評を経て、組合は、本事業を実施するに相応しいと判断した場合、落札者として決定する。

組合は、落札者の決定後、落札者及び審査結果を取りまとめて公表する。

ア 公表日 速報 : 平成 27 年 1 月 16 日 (金) (予定)

審査講評等:平成27年1月30日(金)(予定)

イ 公表場所 2の(2)と同じ

## 6 契約締結

## (1) 基本協定の締結

組合と落札者は、落札者決定後速やかに基本協定を締結する。

(2) 事業契約に関する協議及び事業契約の締結

(平成27年2月に仮契約締結後、組合議会議決後に本契約移行予定)

組合と民間事業者(運営事業者を除く。)は、本事業に係る基本契約を締結する。なお、契約に定める運営事業者の地位並びに権利及び義務は構成員が連帯して負担する。運営事業者設立後は、契約に定める運営事業者の地位並びに権利及び義務を承継させる。

組合と建設請負事業者は、基本契約に基づき、本事業に係る建設工事請負契約を締結する。 組合と運営事業者に出資する構成員は、基本契約に基づき、本事業に係る運営業務委託契約 を締結する。なお、運営事業者設立後は、契約に定める構成員の地位並びに権利及び義務を運 営事業者に承継させる。

### (3) 契約の不成立時の対応

組合は、落札者と事業契約が成立しないときは、組合と事業者選定委員会の判断により、総合評価点が次に高い者と交渉し、これを落札者とすることがある。

#### (4) 契約保証金

建設工事請負契約の契約保証金の額は、契約金額の10分の1以上とする。

運営業務委託契約の契約保証金の額は、契約金額の総額を 20 で除した額の 12 分の 1 以上とする。

### (5) 違約金等

落札者は、自らの都合によって組合と事業契約を締結しないときは、違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を組合に直ちに支払う。

なお、組合に生じた損害額が違約金の金額を超える場合には、落札者は、組合に対して連帯 して当該超過分に係る損害賠償義務を負う。

## (6) 低入札価格調査制度の適用

組合の低入札価格調査制度の適用対象となる。

## 7 暴力団に関する取扱い

落札者のいずれかの者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に 規定する暴力団員であると認められる場合等のときは、組合は契約を締結しない、又は契約を 解除するとともに、落札者は、組合に違約金を支払う。

## 8 談合に関する取扱い

本事業の事業者選定において、落札者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触することが確定した場合等のときは、組合は契約を締結しない、又は契約を解除すると

ともに、落札者は組合に違約金を支払う。事業契約の履行が完了した後においても、同様とする。

## 9 その他の留意事項

## (1) 費用負担

応募申し込みに係る費用は、全て応募者の負担とする。

# (2) 募集要項の承諾

応募者は、入札書類の提出をもって募集要項の記載内容を全て異議なく承諾したものとする。

(3) 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻

入札に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(4) 消費税に関する取扱い

改正された消費税の税率については、法令に従い適切に取り扱うものとする。

(5) 入札の延期、中止など

組合が必要と認めたときは、入札を延期し、中止し、又は取り消すことがある。その場合、 応募者は損害賠償等の請求はできない。